

空き家バンク登録物件の家財道具処分を補助します

高松市空き家家財道具処分補助事業

空き家の利活用と高松市内への移住の促進を図るため、「香川県空き家バンク制度（かがわ住まいネット）」（以下、「香川県空き家バンク」といいます。）登録物件の家財道具の処分に対し、補助金を交付します。

■ 対象となる空き家

- 高松市内に存在する空き家で、香川県空き家バンクに登録されている一戸建ての住宅が対象となります。
 - ※ 別荘は対象となりません。

■ 対象となる方

次のいずれかの方が対象となります。ただし、当補助金の交付を受けたことがある方や、その方と同一世帯に属する方は対象となりません。

- 補助対象となる空き家を所有している方（所有者）
 - ※ 補助金の交付を受けてから補助対象となった空き家を引き続き3年間香川県空き家バンクに登録できることが条件となります。（当該期間内に売買又は賃貸借契約が決定した場合を除く。）
- 香川県空き家バンクを利用して、補助対象となる空き家を購入して居住する方（利用者）
 - ※ 売買契約が決定している方で契約後6か月未満の方が対象となります。
補助金の交付を受けてから補助対象となった住宅に3年以上居住できることが条件となります。

■ 対象となる事業

高松市内に事業所を置く一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者が行う次の事業が対象となります。ただし、補助決定後に着手し、申請年度の1月末日までに完了が見込まれる事業に限ります。

- 補助対象となる空き家に存在する不要な家財道具の運搬・処分
 - ※ 次のような経費は対象となりません。
 - ・家電リサイクル券等の購入経費
 - ・併用住宅における住居以外の備品等の運搬・処分に要する経費
 - ・農機具等の事業用道具の運搬・処分に要する経費
 - ・申込者やその親族が自ら行う運搬・処分に要する経費
 - ・住宅の改修等の工事で発生した廃材等の運搬・処分に要する経費 など
 - ※ 住宅の改修工事には、「空き家改修補助事業」を利用できる場合があります。

■ 補助額等

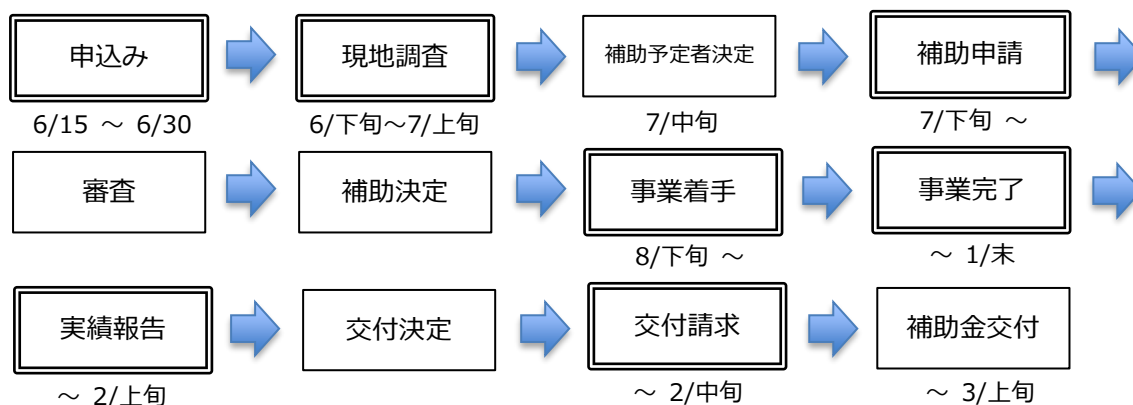
- 補助対象事業費の2分の1
- 限度額：10万円
 - ※ 「香川県移住促進・空き家改修等補助金交付要綱」の上乗せ補助の対象となる場合の限度額です。
- 予定件数：10件程度

■ 申請について

- 補助申請の申込みは、**6月15日（木）**から**6月30日（金）**の間で受け付けます。
- 申込みには、事前申込書と家財道具処分の見積書（内訳がわかるもの）を提出していただきます。

- 補助は予算の範囲内となりますので、予算を超える申込みがあった場合は抽選とします。
- 申込みの結果、補助予定者と決定された場合は、補助申請を行っていただきますが、補助申請には、補助金交付申請書及び誓約書のほか次の書類が必要となります。詳しくは事前相談や申込みの際にお問い合わせください。
 - ・（高松市以外に住所を有する方が申請する場合）世帯全員の住民票の写し
 - ・（所有者が申請する場合）補助対象の空き家の所有権その他の売却又は賃貸を行うことができる権利が確認できる書類
 - ・（利用者が申請する場合）補助対象の空き家の売買契約書の写し
 - ・事業着手前の写真

■ 補助金交付の流れ



香川県空き家バンクについて

「かがわ住まいネット」は、定住人口の増加を目指す取組みの一環として、移住を希望されている方の住まいの確保を支援するため、県・市町と不動産取引業者団体の連携・協力の下、不動産取引業者団体が管理・運営する空き家バンクです。
 「かがわ住まいネット」では、香川県全域の空き家等の情報を御覧いただけます。

香川県の移住ポータルサイト「かがわ暮（ぐ）らし」内

「かがわ住まいネット」ウェブページ

<http://www.kagawalife.jp/live/>



上記以外の要件もあります。詳しくは、高松市空家家財道具処分補助金交付要綱（暮らし安全安心課ホームページに掲載）を御覧いただくか、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

暮らし安全安心課 電話 087-839-2555